

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」に関する
意見募集の結果について

平成29年2月16日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、平成28年12月8日（木）から本年1月6日（金）まで、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して33の個人又は団体から延べ117件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（平成29年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。